政　令

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百十四号

都市再生特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第八十一条第十九項の規定に基づき、この政令を制定する。

都市再生特別措置法施行令（平成十四年政令第百九十号）の一部を次のように改正する。

第三十条中「都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　都市計画法施行令第八条第二項各号に掲げる土地の区域

二　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する地すべり防止区域（同法第二条第四項に規定する地すべり防止工事の施行その他の同条第一項に規定する地すべりを防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）

三　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項に規定する急傾斜地崩壊危険区域（同法第二条第三項に規定する急傾斜地崩壊防止工事の施行その他の同条第一項に規定する急傾斜地の崩壊を防止するための措置が講じられている土地の区域を除く。）

四　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第一項に規定する土砂災害特別警戒区域

附　則

この政令は、令和三年十月一日から施行する。

国土交通大臣　赤羽　一嘉

内閣総理大臣　菅　義偉

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年十月二十三日

内閣総理大臣　菅　義偉

政令第三百十五号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「東京都世田谷区」を「東京都港区、世田谷区」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和三年四月一日から施行する。

（許可、認可、措置等の効力）

2　この政令の施行の際現に効力を有する都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は現に都道府県知事等に対して行っている許可、認可、措置等の申請その他の行為で、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後児童福祉法施行令第四十五条の三第一項及び第二項並びに児童虐待の防止等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十二号）第二条第一項の規定により、この政令による改正後の児童福祉法施行令第四十五条の二に規定する市（特別区を含む。以下「児童相談所設置市」という。）の長又は児童相談所設置市が設置する児童相談所の所長その他の機関（以下「児童相談所設置市の長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、当該児童相談所設置市の長等の行った許可、認可、措置等の処分その他の行為又は当該児童相談所設置市の長等に対して行った許可、認可、措置等の申請その他の行為とみなす。

厚生労働大臣　田村　憲久

内閣総理大臣　菅　義偉